

県からの個人

—報告事案—

- 1 宗像・遠賀保健福祉
盗難について
- 2 病虫害防除所におい
- 3 県立学校における

宗像・遠賀保健福祉環境事務所における生活保護関係書類の盗難について

福祉労働部保護・

1 概要

宗像・遠賀保健福祉環境事務所職員が、宗像市(ヤマダ電機宗像店駐車場)にお車上あらしにあい、生活保護関係書類の盗難にあつたもの。

現時点で、生活保護関係書類は発見されていないが、他への個人情報の流出並用等の事実は確認されていない。

2 対応

- (1) 2月3日に福祉総務課が「個人情報の厳正な管理徹底について」の周知徹底に所属長会議を開催した。
- (2) 2月3～16日に、被害防止のため流出した個人情報の該当者及び関係機関属長等が事実関係の説明、謝罪のため訪問を実施した。
- (3) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所では、2月24～26日に全職員に対して個人の厳重な管理に係る集合研修を実施した。
- (4) 当課において、生活保護業務を行う市の福祉事務所及び県の保健福祉(環境)事務所の生活保護担当課長会議を2月25日に開催した際に「生活保護関係書類の適切な取扱いについて」を发出し、個人情報が含まれる生活保護関係書類の厳正な取扱いについて、周知徹底を図った。
- (5) さらに、3月10日に平成22年度における保護の実施要領等の改正内容を講ずる市の福祉事務所及び県の保健(福祉)環境事務所長を対象とした所長会議において、個人情報が含まれる生活保護関係書類の厳正な取扱い等について、関係機関への周知徹底を依頼した。

3 添付書類

- (1) 記者発表資料(別紙1)
- (2) 所属長あて発出文書(別紙2)
- (3) 新聞記事等(別紙3)

宗像・遠賀保健福祉環境事務所

宗像・遠賀保健福祉環境事務所職員が、
らしにあり、生活保護関係書類の盗難に

1. 事件発生時期

平成22年2月2日(火) 14時

2. 事案発生者

宗像・遠賀保健福祉環境事務所

3. 事案発生の経緯

- 当該職員が、被保護者から依頼の
に立ち寄った10分程度の間(訪問)
- 車には、施錠していたが、鍵穴は
模様
- (経過)
- ・ 14時25分 警察に連絡
- ・ 15時 7分 現場検証終了
- ・ 15時25分 所長に報告
- ・ 16時20分 宗像署原町交番に

4 盗難にあつた被害品及び個人情報等

- ・ 職員が担当している被保護世帯の
- ・ 世帯名簿(世帯主名、世帯員全員)
- ・ 訪問記録のノート
- ・ 被保護世帯の住居が分かる地図
- ・ 申請書用紙

5 盗難にあつたことによる影響

- ・ 現在のところ、具体的な影響は確認
- ・ 早急に対象者の方に対し、事情を

6. 本案件に関する今後の対応

- ・ 再発防止のため、所属長を通じて、
(緊急の所属長会議を2月3日に開

「公印省略」

21保援第4057号
平成22年2月25日

各 市 福 祉 事 務 所 長
} 殿
県各保健福祉（環境）事務所長

福岡県福祉労働部保護・援護課長

生活保護関係書類の適切な取扱いについて

このことについて、先般、ケースワーカーが訪問調査活動中に車上荒しにあり、生活保護関係書類が盗難にあらう事案が発生しております。

生活保護関係書類は被保護者のプライバシーに関する情報が含まれており、対外的に公表されることになれば、被保護者のプライバシーを侵害するおそれがあること並びに保護の実施機関と被保護者の信頼関係を損なうことによりケースワーカーに必要な世帯の状況及び被保護者に関する情報の入手が困難となり、被保護者の自立を援助し、最低限度の生活を保障するという生活保護行政の適切な運営に支障をきたすおそれがあります。

ついては、生活保護関係書類が故意過失により紛失、漏洩することがないよう貴職関係職員への周知等、特段の留意をされますようしくお願いいたします。

生活保護84世帯
記載の書類盗難
福岡県 福岡県
福岡県は3日 宗像・

生活保護84世帯
情報盗まれる
宗像・高賀保健福
県保護・授護課は3
日 宗像・高賀保健福

示した。

カバンは持ち去られた
いた。職員は車に錠
は2日午後、宗像市内
の家電量販店に立ち寄
った際、芦屋町在住で
カバンを盗まれたこと
を明らかにした。この
ことを受け、同課が所
属する高賀社労働部は
部内の所属長に対し、
情報管理の周知徹底な
ど再発防止改めて指
後、車に戻った時には

カバンなどが入ったカ
バンの盗まれたこと
を明らかにした。この
ことを受け、同課が所
属する高賀社労働部は
部内の所属長に対し、
情報管理の周知徹底な
ど再発防止改めて指
後、車に戻った時には

遠賀保健福祉環境事務所
の遠賀分庁舎(水巻町)
に勤務する50代男性職員
が業務中に立ち寄った宗
像市の電器店で車上荒の
しに遭い、生活保護世帯
84世帯19人の氏名
や世帯名簿、住所や電話
番号などが記入された書
類が盗まれたと発表し
た。現在までに流出した
個人情報約8冊などは確
認されていないという。
県によると、男性は2
日午後、生活保護の受給
者から地上デジタル放送
対応として関する問い
合わせを受け、資料を得
るため電器店に立ち寄っ
た。店內にいた間に、車
の助手席に置いていた書
類入のかばんを盗まれ
たという。

生活保護者情報
盗難 書類盗難
福岡 車荒り被害

福岡県は3日、宗像・遠
賀保健福祉環境事務所で生
活保護を担当する男性職員
(50歳代)が車上荒りした
遭い、保護を受ける84世帯
19人分の氏名、住所、
学校名、受給開始時期など
が記された書類を盗まれた
と発表した。個人情報悪
用は確認されていないとい
う。

カバンは持ち去られた
いた。職員は車に錠
は2日午後、宗像市内
の家電量販店に立ち寄
った際、芦屋町在住で
カバンを盗まれたこと
を明らかにした。この
ことを受け、同課が所
属する高賀社労働部は
部内の所属長に対し、
情報管理の周知徹底な
ど再発防止改めて指
後、車に戻った時には

カバンなどが入ったカ
バンの盗まれたこと
を明らかにした。この
ことを受け、同課が所
属する高賀社労働部は
部内の所属長に対し、
情報管理の周知徹底な
ど再発防止改めて指
後、車に戻った時には

5。同事務所は同日から
84世帯に対し謝罪を行っ
ている。

県によると、職員は、
担当する高齢者から地上
デジタル放送チューナーのバ
ックアップを求められ、
日午後、車で福岡県宗像市
内の大型電器店に行った。
10分後に店内から駐車場
に戻ると、助手席に置いてい
た世帯名簿や訪問カードな
どが入ったかばんを盗まれ
ていた。車には鍵をかけた
学校名、受給開始時期など
が記された書類を盗まれた
から金庫を差し込まれ、解
錠されたとみられるとい
う。

生活保護の情報

ハックグこと盗難

県職員 車上荒らし被害
 県は30日、宗像・遠賀保健
 福祉環境事務所に所属する生
 活保護担当の50代の男性職員
 が勤務中に車上荒らしに遭

、担当する
 問カ(ト)84
 分の世帯各
 盗まれたと
 事このこと
 ぞたしない
 県をやる
 後の時半ころ
 ハックグを置い
 の電器店に立
 後に戻るとい
 ていたとい
 してしたが
 間で金貨を差
 ッグを解除さ
 ッグとは氏名
 訪問が
 兼担当世帯
 どが入って
 当の世帯から
 給される地テ
 とはどんなも
 ない一と尋ね
 ットなどを入
 器店に寄った

病害虫防除所における個人情報の流出について

農林水産部

1 概要

病害虫防除所において、「平成21年度病害虫発生予報者・団体へ電子メールで一斉送信した際、全員のメールアドレス、態で誤って送信したため、農家、市町村、農業団体、農業者のメールアドレス145件（うち個人48件）が流出し、これまでのところ、個人情報の悪用・被害等の事実は確認

2 対応

病害虫防除所では、誤送信を確認後速やかに、関係する謝罪とメールアドレス削除の依頼をメールで行うとともに、改めて対して電話で謝罪し、143件（うち個人46件）については確認できたが、残り個人2件については連絡がとれず、ていない。

また、病害虫防除所において、事故当事者に口頭注意事項に対して個人情報保護条例の周知及び誤操作防止に関する個人情報等の厳正な管理と再発防止の徹底を図った。

※ 添付書類

- 別紙 1 記者発表資料
- 別紙 2 発生予察情報メール送信誤操作防止策について
- 別紙 3 所長の職員への訓示内容等
- 別紙 4 関連新聞記事

平成22年2月26日

担当課：農林水産物安全課
課長：井上直幸
内線：3880
直通：(092)-643-3570

病害虫防除所における個人情報の流出について

病害虫防除所職員が、「平成21年度病害虫発生予報第12号（3月）」を情報提供者に電子メールにて一斉送信した際、個人情報が流出したものである。

- 1 事案発生時期
平成22年2月26日（金） 10時19分送信
- 2 事案発生者
病害虫防除所 発生予察情報担当職員
- 3 事案発生の経緯
当該職員が、「平成21年度病害虫発生予報第12号（3月）」を関係者へ電子メールで一斉送信した際、全員のメールアドレスが見える状態で誤って送信した。
(経過)
 - ・ 10時19分 病害虫発生予報の送信
 - ・ 10時30分 朝倉農林事務所総務課より病害虫防除所に誤送信の連絡
 - ・ 11時43分 関係者にメール削除の依頼
- 4 流出した個人情報
個人アドレスのみ 48件分
- 5 流出したことによる影響
 - ・ 内容（予察情報「第12号」）については、県のホームページで既に公開されているものである。
 - （ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d05/php3.html>）
 - ・ 現在のところ、具体的な影響は確認されていない。
 - ・ 既に対象者に対しては、通知されたメールアドレスの廃棄処分を依頼済み。
- 6 本案件に関する今後の対応等
 - ・ 再発防止のため、所属長を通じて、個人情報等の厳重な管理を徹底させる。

平成22年3月2日

病害虫防除所

発生予察情報メール送信誤操作防止策について

- 1 起案文に「BCCチェック欄」を設ける。
- 2 送信作業は、原則として、起案者が行う。
- 3 決裁後、送信作業の際、入力前と送信前に、原則として課長又は副長がBCCの設定を確認し、終了後に「BCCチェック欄」に押印する。
- 4 送信用パソコンの前に太文字で「BCCチェック確認」を表示し、注意を喚起する。
- 5 メールによる送信は、これまで関係指導機関・団体のほか、情報提供サービスとして農家や農薬メーカーの求めに応じて対応してきたが、①病害虫発生予察情報は、県域における様々な作物の病害虫発生动向に関する情報であり、主に病害虫防除の指導者、関係機関・団体向けに作成されていること、②特に情報を必要とする方については、同様の情報を県ホームページから入手できることなどから、今後は、農家及び農薬メーカーに対するメール送信はとり止め、関係指導機関・団体に限ることとする。

平成22年2月27日

所属長が事故当事者に注意したこと

- 誤操作とはいえ、済まされることではない。メール送信先はもとより、県職員の仲間に多くの迷惑をかけた。また、県庁の信頼を損なったことでもある。反省し再発防止の徹底をすること
- まず、相手先を探し、お詫びとメールの削除をお願いすること
- 送信操作の経験が少ないので、単独で操作マニュアルのみに頼った操作をせず、習熟者の指導を受け、作業をすること
- 個人情報を取り扱う際には、関係法令に従って行い、細心の注意を払うこと
- 事故等が発生した際には、速やかに上司、農林水産物安全課に報告すること

○ 起きては
全送信先
の送信先に
防止を徹底
ったことで
しつかり反

○ 「起きて
誤操作とい
う上で、職
お互いを支
ことも含む
当事者は

○ 急ぎ、誤
また、職
用車の運転
含め、職場
ればならな

○ 農業安全
職場におい
いても徹底
忠実に)、
と疎かにな

香 田 本 新 町

2010年(平成22年)2月27日 土曜日

農家48人個人アドレス
表示してメールを送信
病害虫防除所
農は26日、病害虫防除

病害虫の発生予報をメール
掛けるメールを送った。
農家48人の個人アドレス
が見える状態で送った
と発表した。このメール
は農家48人のほか、市町
村や農業センターを含め
計14ヵ所に同日送信
されたが、いまのところ
誤送信による被害は報告
されていないという。

農によると、受信先の
朝倉農林事務所が気が付き
発覚。その後真は関係者

所(筑紫野市)の職員が、
アドレスの削除を呼び

公印省略

本庁各課 (室)
各出先機関の

個人情報の厳正
保護チェックリス
社環境事務所にお
除所でのメールア

個人情報の流出
を失わせるもので
は、改めて全職員
特に、個人情報
示に従い、必要最
複数の相手にメー
理利用を行うこと

県立学校における生徒個人情報の流出について

教育庁総務部総務課

1 概要

【事案1】

平成21年12月25日(金)朝、県立高校実習助手が、部活動指導のために出勤中、生徒の個人情報を記録したUSBメモリーを紛失したものの。

当該職員は、個人情報について校外持ち出しの許可を得ておらず、私用USBメモリーを小物入れに入れて通勤していた。

現時点で、当該メモリーは発見されておらず、個人情報の流出・悪用等の事実は確認されていない。

- ①担当部活動生徒名簿27名(氏名、生年月日、身長、体重、電話番号)
- ②生徒作成自己紹介資料29名分(学校名、氏名、長所等)



依頼退職

【事案2】

平成22年1月8日(土)に、県立特別支援学校教諭が、生徒の個人情報を記録したUSBメモリーを学校長の許可なしに持ち帰り、バッグに入れたまま自宅の居間に置いていたところ、翌朝盗難に遭っていたもの。

なお、日頃の習慣から居間の勝手口は施錠されていなかった。

現時点で、当該メモリーを含む紛失物は発見されておらず、個人情報の流出・悪用等の事実は確認されていない。

- ①担任クラス生徒名簿6名分
- ②教育支援計画・指導計画4名分
- ③体験入学受付名簿25名分
- ④学籍通信



懲戒処分(戒告)

2 対応

(1) 指導の徹底

本庁各課及びすべての出先機関に対し、個人情報等の厳重な管理徹底についての文書を発出し、職員一人一人に対して、①所属長の許可なく、個人情報を含む記録媒体・パソコン等を勤務公署外に持ち出す行為は厳に禁止されていること。②所属長が持ち出しを許可する際の留意事項、③許可を得て持ち出す職員の責務等を徹底させた。

(2) 当該校への指導

県教育委員会として、当該2校に対し、「教育委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」に基づき監査を実施し、学校における個人情報の収集、保有及び廃棄等管理の状況を確認し、指導を行った。

併せて、全職員を対象に個人情報の適正な管理についての研修会を行った。

※ 添付資料

- 別紙1 記者発表資料
- 別紙2 所属長あて通知文
- 別紙3 関連新聞記事

県立学校における生徒個人情報の流失について

平成21年12月28日

県立学校実習助手が出勤中に部活動の生徒の個人情報及び授業で使用した生徒作成ファイルが入っているUSBフラッシュメモリーを紛失したものの

1 発生日時 平成21年12月25日(金) 6時50分から7時30分までの間

2 関係職員 県立学校(北九州市戸畑区)実習助手 20歳代 男性

3 発生場所 自宅(古賀市)から戸畑駅までの通勤途上

4 発生状況 同日6時50分に自宅から自転車でJR古賀駅まで向かった後、古賀駅から戸畑駅までの電車の中で、小物入れに入れていたUSBフラッシュメモリーが上着のポケットの中になく、見つかった。

USBフラッシュメモリーの中には、担当部活動の生徒27名分の個人情報(氏名、組、生年月日、身長、体重、電話番号)及び生徒が授業で作成した29名分のプレゼンテーション資料(学校名、名前、長所等の自己紹介)等が記録されていた。

5 本件の影響 現在のところ、情報の流出や悪用の影響等は確認されていない。

6 学校の対応 事件発生直後、警察に連絡するとともに、該当生徒及び保護者に対し、事実を説明するとともに謝罪しているところ。

7 教育委員会の対応 当該学校に対し、再発防止のため、個人情報の厳重な取り扱いについて教職員へ適切な指導を図るとともに、生徒情報等の管理の在り方について見直しを図るよう指導した。

担当課	教職員課
担当者	奥山
内線	5441

県立学校における生徒個人情報の流失について

平成22年1月12日

県立学校教諭が生徒の個人情報や USB フラッシュメモリーに保存して許可なしに持ち帰り、その USB フラッシュメモリー等を入れたバッグが盗難にあったもの

- 1 発生日時
平成22年1月9日(土) 午前0時30分から10時30分までの間
- 2 関係職員
県立学校(筑後地区) 教諭 50歳代 男性
- 3 発生場所
自宅(久留米市三潁町)
- 4 発生状況
生徒個人情報等を保存したフラッシュメモリーを、校長の許可なしに持ち出し、バッグに入れたまま自宅1階のリビングルームのテーブルの上に置いていたところ、バッグごと盗難にあったもの。
USB フラッシュメモリーの中には、担任する生徒の名簿(6名分)及び指導計画等(4名分)、体験入学の際の受付名簿(25名分)、隔週で発行している学級通信(20回分)等が保存されている。
- 5 本件の影響
現在のところ、情報の流出や悪用の影響等は確認されていない。
- 6 学校の対応
事件発生後、該当生徒及び保護者に対し、事実を説明するとともに謝罪しているところ。
- 7 教育委員会の対応
当該学校に対し、再発防止のため、個人情報の厳重な取り扱いについて教職員へ適切な指導を図るとともに、生徒情報等の管理の在り方について見直しを図るよう指導した。

担当課	教職員課
担当者	今 畑
内 線	5 4 5 4

「公印省略」

本庁各課長
各出先機関の長
殿

個人情報

このことについて、これまで
が、今般、県立学校教職員が、
する、又、USBメモリを自
つ事案が発生しました。

このことは、学校教育に対し
貴職におかれては、今後、
個人情報等の管理徹底について、
会や職場検討等に取り組まれ
なお、職員には情報を適切に
地方公務員法に基づき懲戒処
るよう願います。

- 1 個人情報等を含む文書（
許可を得ずして勤務公署外に
- 2 所属長は、所属職員に対し
を用いた個人情報等の電子ラ
可すること。
(1) 持ち出しを許可する電子
報のみとすること。
(2) 持ち出しの許可は、別編
切に行うこと。

3 所属長は、個人情報等の電子データの持ち出しを許可するに当たっては、次の事項について所属職員に周知徹底を図ること。

(1) 持ち出しの許可を受けた職員は、移動中及び持ち出し先で情報を紛失しないよう、業務上必要ない場所に持ち寄らない、移動中は常に身につけておく、常に目の届く所に置く、保管は施錠可能な場所に行うなど紛失や盗難に細心の注意を払うこと。

(2) 電子データを持ち出す際は、ワープロソフトや表計算ソフトの暗号化又はパスワード設定機能を活用するなど、可能な限り個人情報等の流出防止に配慮すること。

(3) 持ち出した電子データは、Winny 等のファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンで、かつ、ウイルス対策ソフトがインストールされ最新の状態に更新されているパソコンでのみ利用できること。

(4) 持ち出し先で電子データを他にコピーしないこと。

(5) 持ち出した電子データは、不要となった場合は直ちに消去すること。

4 電子データの紛失等の再発防止のためには、職員一人一人がその責務を再認識し、厳正な管理を徹底することが不可欠であること。

5 各所属においては、職員に対して、直ちに本通知の趣旨について、文書の回覧のみによることなく、会議・研修などを設け、周知を図ること。

問い合わせ先

教育庁企画調整課企画調整班

TEL 092-643-3880 (直通)

生徒情報 56人分

県立高助手紛失

朝私物J3Bメモリー
県教育委員会は28日、北九
州市戸畑区の県立高校の20代

11月14日午後、同校から戸
田。情報の流出は確認されて
いないという。
県教委によるとメモリーに
は男子サッカー部の生徒27人
分の氏名、生年月日、身長、
体重、電話番号と、担当する
校長の許可を得ていなかった
授業の生徒29人分の名前や自
という。

表裏助手が授業を受け
持つ生徒29人が授業で
作った自己紹介資料も
入っていた。

「男性教諭が留米村の身校を記録した名簿も
自分で埋せる生徒の保存されていたら?
人の住所、氏名、電話 県教委はその後、廃処分
番号などの個人情報が入
った簡易記録簿(15
Bメモリ)を盗まれた
と発表した。これまでに
情報の流出や悪用は確

た名簿から「言霊村」
いた。「荒日頃からメモリ
」を携帯し、無許可で持ち
帰っていた」と話している
という。
県教委は「個人情報学校
外に持ち出さないよう各校
に通知。やむを得ない理由
で持ち帰るときは校長の許
可を得よう」と定めている。